

福祉医療費公費負担事業に係る患者負担額の レセプト記載方法と端数の取扱いについて(お願い)

広島県健康福祉局
(医療保険課)

福祉医療費公費負担事業の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。さて、福祉医療費公費負担事業においては、現在、患者負担額を10円単位(10円未満の端数を四捨五入した後の額)でレセプトに記載する取扱いとしています。

このことについて、平成24年9月診療分(10月審査分)から、患者負担額のレセプト記載方法を1円単位(10円未満の端数を四捨五入する前の額)へ変更し、併せて端数の取扱いを変更することとしました。

については、取扱いの変更にあたり、円滑な事務移行に御協力くださるようお願いいたします。

1 変更理由

- (1) 福祉医療費の適正化を図るため。
- (2) 県内の全市町から端数処理の取扱いの変更について賛同を得たため。
- (3) 審査支払機関からも国に準じた取扱いとするよう要望を受けているため。

2 レセプト記載方法と端数の取扱いを変更する時期

平成24年9月診療分(10月審査分)から

*平成24年8月診療分(9月審査分)以前の請求等については、従来どおり10円単位の記載方法で提出してください。

3 医療機関等の請求事務等の変更内容

観 点		現 行		変 更 後	
		1円単位が 1~4の場合	1円単位が 5~9の場合	1円単位が 1~4の場合	1円単位が 5~9の場合
医療保険の自己負担額 (総点数×自己負担割合)		1円単位が 1~4の場合	1円単位が 5~9の場合	1円単位が 1~4の場合	1円単位が 5~9の場合
レセプト患者負担額の 記載方法		四捨五入による10円単位での記載		四捨五入前の1円単位での記載 (国の記載要領に準じる)	
費 用		・端数部分についての医療 機関への支払 ・審査支払事務手数料が発 生する	・端数切捨て部分がないた め医療機関への支払なし ・審査支払事務手数料なし	・端数切捨て部分がないため医療 機関への支払なし ・審査支払事務手数料なし	
関 係 機 関 の 事 務	審査支払機関における 審査支払事務	レセプト訂正作業は不要	レセプト訂正作業の発生	レセプト訂正作業は不要	
	医療機関等における 請求事務	四捨五入による10円単位での記載		四捨五入前の1円単位での記載 (国の記載要領に準じる)	

※ レセプト患者負担額の記載方法の変更により、窓口での徴収額に変更はありません。

《お問い合わせ先》

レセプトの記載について(社保分)

社会保険診療報酬支払基金広島支部
審査業務部 事業管理課
Tel 082-294-5695 (内線: 410・411)

レセプトの記載について(国保分・後期高齢者医療分)

広島県国民健康保険団体連合会
審査管理部 審査管理課
Tel 082-554-0775

制度・レセプトの記載について

広島県健康福祉局
こども家庭課 家庭グループ Tel 082-513-3173(乳幼児医療・ひとり親家庭等医療)
障害者支援課 自立就労グループ Tel 082-513-3157(重度心身障害者医療)
医療保険課 企画管理グループ Tel 082-513-3212(レセプト記載について)

レセプト記載方法新旧対照表

【平成24年9月診療分(10月審査分)からの記載方法】

○ 医科外来 患者負担額を1円単位に変更した場合

○ 医保・乳幼児医療(一部負担金 1日500円の場合)の2者併用 (2割負担)
【1日の自己負担額が500円未満の日がある場合】

				保険者番号	○○○○○○○○			
公費①	9034○○○○	公費①	○○○○○○○	特記事項	診療実日数	保	3	日
公費②		公費②				①		日
療 美 の 給 付	保 険	請 求 点	※ 決 算 点	一部負担金額	円	1円単位で記載します 394円		
	公 ①	197		減額 割(円)免除・支払猶予				
	公 ②			394				
		点	※	点	円	※ 高額療養費	※ 公費負担点数	※ 公費負担点数

【医療費の請求金額】

- ・医療保険
197点 × 8割 = 1,576円
- ・乳幼児医療
197点 × 2割 - 公①負394円 = 0円
- ・患者負担(窓口負担額)
390円

乳幼児医療の負担額0円
事務費手数料は0円
医療機関負担4円

【平成24年8月診療分(9月審査分)以前の記載方法】

○ 医科外来 患者負担額を従前の10円単位で算定した場合

○ 医保・乳幼児医療(一部負担金 1日500円の場合)の2者併用 (2割負担)
【1日の自己負担額が500円未満の日がある場合】

				保険者番号	○○○○○○○○			
公費①	9034○○○○	公費①	○○○○○○○	特記事項	診療実日数	保	1	日
公費②		公費②				①		日
療 美 の 給 付	保 険	請 求 点	※ 決 算 点	一部負担金額	円	10円単位で記載した場合 394円→390円		
	公 ①	197		減額 割(円)免除・支払猶予				
	公 ②			390				
		点	※	点	円	※ 高額療養費	※ 公費負担点数	※ 公費負担点数

【医療費の請求金額】

- ・医療保険
197点 × 8割 = 1,576円
- ・乳幼児医療
197点 × 2割 - 公①負390円 = 4円
- ・患者負担(窓口負担額)
390円

乳幼児医療の負担額4円
事務費手数料は100.70円(社保分)
84円(国保分)